（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第一項中「八千三百円」を「一万三千二百円」に、「一万四千二百円」を「二万六千三百円」に改める。

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十九号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二号ハ」に改め、同条第二号中「大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）」を「大学等」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第二十一条第二号ロに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　当該大学等（法第二十一条第二号に規定する大学等をいう。次号及び次項第二号において同じ。）における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二　前号に掲げるもののほか、当該大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（当該大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「四十三億円」を「四十四億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十二号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三十七条第一項、第四十五条第一項及び第五項、第四十九条第三項、第五十五条第一項、第六十四条第一項、第六十八条第三項並びに第七十四条、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十九条、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第七条第二項及び第二十一条第四項、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第五十六条、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。